

平成25年1月1日：環境新聞  
「新春トップインタビュー」  
廃棄物処理の監査機関を～国民に安心される業界に～

—廃棄物処理を取り巻く環境をどう見るか。  
〔東日本大震災以降、放射性汚染廃棄物の中間貯蔵や処分場の施設設置に安を抱いている。それは残念ながらわれ廃棄物専門業者が、ハード（技術面）ソフト（管理面）共に、ブランド力を構築していくことができなかつたことが原因だ。これららの廃棄物処理は、まず廃棄物処理の各事業所が高い技術力を持つことが必要だ。技術力を有することによって安全が確保できる。安全を確保しなければ、安心は確保できない。震災を契機に、全国での安全・安心が確保された廃棄物の処理およびサイクルの流れを構築す

るところがより重要な立場で、発展も視野に入れ、廃棄物・リサイクルの安全・安心を日本のみならずグローバル化していくこと

こうした国民が安心して暮らせるための廃棄物の処理・リサイクルの取り組みには、ハードの開発や推進だけでなく、ソフトの充実が不可欠で、それを総括する組織の構築、それらに係る人的資源の確保、育成など一連の流れをパッケージ化していく必要がある。こうした取り組みが、国民の安全・安心を確保するためのキーポイントとなると考えている。こうした



フジコープレーション 会長

山口 藤吉郎 氏

パッケージ化が実現した後は、パッケージの海外展開も視野に入れ、廃棄物・リサイクルの安全・安心を日本のみならずグローバル化していくこと

これがより重要な立場で、発展も視野に入れ、廃棄物・リサイクルの安全・安心を日本のみならずグローバル化していくこと

こうしたことから、将

## 廃棄物処理の監査機関を 국민に安心される業界に

も必要だと思う  
 —具体的にはどうするべきか。

「廃棄物処理法はハードが低すぎる。われわれが拠点を置く長野県は、廃棄物処理法に基づくハード面・ソフト面の総括的な指導を行っており、こうした部分は評価できる。しかし、そのよ

ド、ソフトを究明し監査をしていくことが国民が安心を得られる方法の一つだと思っている」

—現在の法律の問題点は。  
「例えば監理型最終処

—設置を目指す監査機関の役割は。  
「現在の法律では、どのような処理方法を用いることによってどのよう

うか」

—最終処分場はどのように維持管理を行って

するが、有機の部分が分離して地盤沈下が起こり、雨水が有機の部分のみ水口となって水処理施設に入っていく。そのようなハードで処分場の廃止ができるはずがない。その上維持管理積立金も最高で18年となっていた。事例がほとんどない状況で何を根拠に18年としているのか。もっと根拠のある施設の設置基

準や維持管理基準のハードが低いため、県民に対する十分な安心を提供するにはまだ至っていないと思う。監査機関でいく考えだ。監査機関が各施設におけるハ

る有識者などから志を同じくする人たちに参画してもらい、この監査機関の設置に向けて取り組んでいくと思う。監査機関でいく考えだ。監査機関が各施設におけるハ

とによって、あらゆる物質を封じ込め溶出の抑制を確保してできるだけ早く完了し、国民の安全性を確保する必要があると強く感じている。

いくべきか。

「最低でも有機・無機

は分けて埋め立てを行うべきだ。無機のものについては、コンクリート固

化という方法を用いる

ことによって、あらゆる物質を封じ込め溶出の抑制を確保してできるだけ早く完了し、国民の安全性を確保する必要があると強く感じている。

理施設や最終処分場を監査していくことが必要だ

と考えている。そのため監査機関の設置を目指すこととした。専門家が監査すれば、本当に適正な処理・処分方法を講じてもらう。監査機関を設けることで、国民が安心できる技術を指導し育てていくことにもつながる

と思っている。

また、許可を与える各都道府県の担当者は一定期間で異動になってしまふ。担当者によって対応が変わる懸念もあるが、

監査機関が介在することによって、有機のものも受け入れてよいことになっている。こ

れでは安全・安心は得ら

れない。有機・無機をミック

スで埋め立て・覆土を

ように維持管理を行って

いる。

それが国民の安全・安心につながると確信している